

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第2区分
【発行日】令和7年1月23日(2025.1.23)

【国際公開番号】WO2023/219105
【出願番号】特願2024-520473(P2024-520473)
【国際特許分類】
G 0 2 B 6 / 4 4 (2 0 0 6 . 0 1)
【 F I 】
G 0 2 B 6 / 4 4 3 7 1

10

【手続補正書】
【提出日】令和6年10月25日(2024.10.25)
【手続補正1】
【補正対象書類名】特許請求の範囲
【補正対象項目名】全文
【補正方法】変更
【補正の内容】
【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

長手方向に直交する方向に並列に配置された複数の光ファイバ心線、を備え、
前記複数の光ファイバ心線の少なくとも一部において、隣り合う光ファイバ心線を連結する連結部が、前記長手方向において間欠的に複数設けられており、
前記複数の連結部のうち一つの連結部は、前記長手方向に引き裂かれる場合の引き裂き応力が複数のピークを有するよう構成されており、
前記引き裂き応力は、最大の引き裂き応力を示す第一ピークと、前記最大の引き裂き応力とは異なる引き裂き応力を示す第二ピークと、を有し、
前記第一ピークの引き裂き応力は0.01N以上であり、
前記第二ピークの引き裂き応力は、前記第一ピークの引き裂き応力の50%以上である、光ファイバテープ心線。

30

【請求項2】

前記一つの連結部の弾性率は、1GPa以上5GPa以下である、請求項1に記載の光ファイバテープ心線。

【請求項3】

前記一つの連結部の引張破断強度は、20MPa以上である、請求項1に記載の光ファイバテープ心線。

【請求項4】

前記第一ピークの引き裂き応力は、0.03N以上である、請求項1に記載の光ファイバテープ心線。

【請求項5】

40

前記第一ピークの引き裂き応力に相当する力が前記一つの連結部に作用した場合に、前記長手方向において引き裂かれる前記一つの連結部の第一長さと、前記一つの連結部に前記第二ピークの引き裂き応力に相当する力が作用した場合に、前記長手方向において引き裂かれる前記一つの連結部の第二長さの長さが同じである、請求項1に記載の光ファイバテープ心線。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】0059
【補正方法】変更
【補正の内容】

50

【 0 0 5 9 】

(変 形 例)

なお光ファイバテープ心線 1 A 及び 1 B は、光ファイバ心線 1 1 それぞれの外周を被覆する連結樹脂 2 1 を備えていたが、必ずしも外周を被覆する連結樹脂 2 1 を備える必要はない。図 9 を参照して、変形例に係る光ファイバテープ心線 1 C について説明する。なお、上記第一実施形態に係る光ファイバテープ心線 1 A 及び第二実施形態に係る光ファイバテープ心線 1 B と同様の構成については同じ符号を付しその説明を省略する。

10

20

30

40

50